

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年8月12日～2021年8月18日)

令和3年(2021年)8月20日

H E A D L I N E S

**政治**  
 下院会派「合意」の結成  
 開発・労働・技術省の再編成  
 行政手続法改正案の大統領による署名  
 ドゥダ大統領のラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に関する発言  
 TVNがオランダの放送免許を取得  
 野党による下院議長統一候補擁立を巡る動き  
 ポーランド軍隊記念日  
 ポーランド空軍機のアフガニスタンへの派遣  
 ポーランド軍部隊のアフガニスタンへの派遣

**治安等**  
 ポーランドにおける山火事発生リスクに関する研究機関の発表  
 観光地の規則違反には罰金が科される可能性  
 本年中に警察が押収した資産は約5億ズロチという報道  
 ベラルーシからの不法移民に関する動向

**経済**  
 雇用主による従業員のワクチン接種状況の情報アクセスに関する議論  
 7月の物価動向  
 高速鉄道の電力確保の協議開始  
 クルティカ気候・環境大臣のインタビュー

**大使館からのお知らせ**  
 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
 欧州でのテロ等に対する注意喚起  
 「たびレジ」への登録のお願い  
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起  
 マイナンバーカード取得のお願い  
 年金受給者の現況届提出について  
 特例郵便等投票について  
 大使館広報文化センター開館時間  
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館  
 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「x」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。  
 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

## 内 政

下院会派「合意」の結成【12日】

12日、ゴヴィン「合意」党首は、議会会派「合意」を結成すると明らかにした。同党首の他に、ミハウ・ヴィピィ下院議員(会派「合意」代表)、マグダレナ・スロカ下院議員(「合意」)、イヴォナ・ミハウェク下院議員(「合意」)、スタニスワフ・ブコヴィエツ下院議員(「合意」)、モニカ・パヴウオフスカ下院議員(無所属)、ユゼフ・ザヨンツ上院議員(「合意」)が所属する。ゴヴィン党首は、「合意」は独自の歩むことになる、数は減ったが、我々を繋ぐものをわかっており、そのおかげで我々はより強くなっている、と述べた。「合意」は与党「統一右派」に属し、連立政権を担っていたが、モラヴィエツキ首相によってゴヴィン「合意」党首が副首相兼開発・労働・技術大臣の職を解かれたことを受けて、「統一右派」を離脱していた。

開発・労働・技術省の再編成【12日】

12日、閣僚評議会令によって、開発・労働・技術省が再編成された。新たに開発・技術省が設立され、労働分野は家族・社会政策省に引き継がれることとなった。

行政手続法改正案の大統領による署名【14日】

14日、行政手続法改正案がドゥダ大統領によって署名された。官報掲載後、30日後に発効する。ドゥダ大統領は、同改正案は、現在の財産の所有者を返還請求による予期せぬ財産の没収から守ることを目的としており、善意で購入した不動産や財産が行政上の決定によって強制的に奪われてしまうかもしれないという不安感に終止符を打つことができ、また、同改正案は財産返還請求訴訟に関する汚職を抑制することも目的としており、ユダヤ人による財産返還請求を狙い撃ちにしたものではないと述べた。同改正案については、共産主義政権によって没収された私有財産について、元の所有者が返還請求を行うことが不可能になる点が特にホロコースト・ユダヤ人関係者や米国から問題視されていた。

ドゥダ大統領のラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に関する発言【15日】

15日、ドゥダ大統領は、ワルシャワの戦い101周

年を記念してワルシャワ中心部の無名戦士の墓で行われたポーランド軍隊記念日の式典の場で、「全ての人々に対し、私は常に、言論の自由、経済活動の自由、私有財産の原則やその他全ての憲法の原理・原則を守ることを保証する。他国との同盟関係における軍事的・経済的約束等が守られるようにすることは、大統領としての責務であることに何ら疑問の余地はない。」と述べた。報道においては、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案について、拒否権を行使することを示唆したとみられている。

TVNがオランダの放送免許を取得【16日】

16日、TVNがオランダの放送免許を取得したと発表した。これにより、TVNは、ポーランドにおける放送免許は9月26日に有効期限を迎えた後も放送を継続することが可能となる。TVNは報道発表で、オランダの放送免許を取得したからといって、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に関連してTVNが直面する問題が解決されるわけではないと強調した。TVNは、依然としてポーランドにおける放送免許が更新されることを求めている。

野党による下院議長統一候補擁立を巡る動き【17日】

17日、ブトカ「市民プラットフォーム」(PO)副党首、チャジャスティ下院副議長兼「左派」党首、コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表、ヴィピィ「合意」副党首、ボサク「同盟」党首、その他野党議員が一堂に会し、野党による下院議長統一候補擁立について話し合った。報道によれば、コシニャク＝カミシュPSL党首やピョトル・ジェゴツキ下院副議長(PSL)の名前が挙がっているという。しかしながら、野党の下院議長統一候補を擁立するためには全野党の同意が得られなければならないと、交渉は難航するとみられている。野党は、下院におけるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の審議・投票に先立つ下院会期延長決議案の採決に際し、ヴィテク下院議長が法律に反して再投票を実施したとして、同議長の解任決議案を提出することを明らかにしていた。

## 外交・安全保障

ポーランド軍隊記念日【15日】

ワルシャワの戦い101周年を記念したポーランド軍隊記念日の式典が、ワルシャワ中心部の無名戦士の墓で行われた。式典においてブワシュチャク国防大臣は、現在約11万人のポーランド軍を25万人にまで拡大する計画について言及した。また、ポーラ

ンド国防省は式典に併せて30の会場において軍への入隊を促進するイベントを実施した。

ポーランド空軍機のアフガニスタンへの派遣【17日】

ポーランド軍は、アフガニスタンからの関係者の脱出を支援するため3機の輸送機をカブールに派遣し

た。派遣された輸送機は、最初の任務としてカブールからウズベキスタンに約50名を脱出させた。

ポーランド軍部隊のアフガニスタンへの派遣【18日】  
ポーランド軍は、NATO及び米国の要求に基づき

アフガニスタンからの脱出を支援するため、特殊部隊及び衛生兵等から編成された約100名の兵士をアフガニスタンに派遣することを決定した。既に特殊部隊の先遣部隊はアフガニスタンに到着している。

## 治 安 等

ポーランドにおける山火事発生のリスクに関する研究機関の発表【16日】

16日、地森林研究所は、ヴィエルコポモルスキエ県、ザホドニオ・ポモルスキエ県、ルブスキエ県、クヤフスコ・ポモルスキエ県、ドルノシロンスキエ県の一部において、山火事の危険性が高いと公表した。その他地域の火災リスクは、中レベル又は低レベルとなっている。なお、20日午前中現在においては、火災リスクが高レベルを評価された地域はない。

観光地の規則違反には罰金が科される可能性【16日】

報道によると、当地南部に位置するギエヴォント山の山頂に所在する十字架に旅行者が登っている映像が当地メディアに投稿されたという。同十字架に禁止されており、こうした規則に違反した場合は、最大500ズロチの罰金が課される可能性がある。当地国立公園の警備責任者は、本件について、警察や国境警備隊に個人の特定を依頼するなど述べた。同十字架の高さは17.5メートルとなっている。

本年中に警察が押収した資産は約5億ズロチという報道【16日】

当地報道機関は、国家警察本部中央捜査局がいわゆる反COVID法に基づき、不動産、高級車、その他貴重品など本年だけで総額4億9,000万ズロチの資産を組織犯罪集団から押収したと報じた。最近

では、同局ビャウストク支部が、総額3,130万ズロチの資産を犯罪者から押収した。

ベラルーシからの不法移民に関する動向【8月16日、17日、19日】

16日、内務・行政省及びベラルーシ外務省は、越境協力のためのポーランド・ベラルーシ政府間調整委員会の作業部会を開催し、国境の治安及び法的な問題について議論を行った。

17日、同省は、外国人に関する法律、及びポーランド共和国領域内における外国人の保護に関する法律の各改正案が閣議において採択されたと発表した。同省は、法改正の目的について、違法な越境があった場合の手続きの合理化、国内の治安及び公共の秩序の確保であるとした。また、本年8月にポーランドとベラルーシの国境を不法に越境しようとした人数は1,935名であり、このうち1,175名が国境警備隊によって越境を阻止され、外国人760名が拘束され、難民センターに収容されたと発表した。

19日、当地報道機関は、ベラルーシ側から来た移民がポーランドとベラルーシの国境に留められていると報じた。報道によると、移民の人数は30名前後であり、数日間、同所に留まっているという。ポーランド国境警備隊は、違法な越境に対しては入国を認めないとしている一方、ベラルーシ側は当該移民が戻ってくることを拒んでいるとされる。

## 経 済

### 経済政策

雇用主による従業員のワクチン接種状況の情報アクセスに関する議論【16日】

保健省は、雇用主が従業員のワクチン接種状況を確認可能とする法案を検討しているという。これは、職場や顧客の安全確保を念頭に検討されており、ワクチン未接種の従業員の配置換え等もあり得る。本件に対する反応は割れており、CBM Indicator が民間雇用者連盟レヴィアタンの委託により実施した調

査によると、雇用者の80%が従業員のワクチン接種状況に関する情報へのアクセスが必要と回答した。また、雇用者の68%が秋にロックダウンが行われると見ているものの、大半(65%)は、それらの制限措置に対応する準備が出来ていると回答した。他方、労働組合は、ワクチン接種状況によって従業員を区別することへの懸念を示している。

### マクロ経済動向・統計

7月の物価動向【13-16日】

中央統計局(GUS)によれば、7月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比5.0%増、対前月比0.4%増となった。サービス価格は対前年同月比6.

2%増、商品価格は対前年同月比4.6%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた7月のコア・インフレ率は対前年同月比3.7%増、対前月比0.4%増となった。

## ポーランド産業動向

**高速鉄道の電力確保の協議開始【16日】**

CPK社は、高速鉄道用の25kV電力システムを準備するための大きな課題に直面しており、送電分野の大手国営企業PSEに投資対象を設けるための協議を開始した。CPK社は、2023年に25kV変電所への最初の接続契約に署名する予定である。い

わゆるYライン(ワルシャワからウッチで分岐し、ポズナンとヴロツワフに至る路線)のみの投資コストは、30億ズロチと見積もられている。契約者は入札で選定されるため、PKP Energetyka 社が投資に関与するかどうかは不明である。

## エネルギー・環境

**クルティカ気候・環境大臣のインタビュー【19日】**

クルティカ気候・環境大臣は、気候政策は最も貧しくて脆弱な人々を考慮して決定されなければならないと、社会は部分的な変化を受け入れなければならないと強調した。また、公的資金について、ポーランドのエネルギー分野の変革をカバーするのに十分ではないが(推定9,000億ズロチ)、気候・環境省は、民間

投資を促進するための糸口として、2,600億ズロチの公的資金を自由に利用できるほか、CO2排出枠オークションから800億ズロチを追加する新しいエネルギー移行基金(Energy Transformation Fund)を用意すると指摘した。このほか、同大臣は、チェコとのトゥルフ鉱山の交渉はまだ継続中で、非常に難しいプロセスであると述べた。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

#### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになってきました。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場

で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いています、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23\\_003459.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html)

総務省HP: [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館において、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: ワルシャワ市、Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

### 【予定】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

### 【開催中】シベリア孤児来日 100周年記念パネル巡回展【8月13日(金)～27日(金)】

クラクフ市のアクセントヴィチ広場(Plac Axentowicza)において、社会福祉法人福田会主催による「シベリア孤児来日 100周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所: クラクフ市、Plac Teodora Axentowicza

詳細: <https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関するお問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))